



2019年9月

お客さま 各位

伊奈都市ガス株式会社

ガス料金に適用する消費税率改定のお知らせ

日頃より、伊奈都市ガスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
このたび、当社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金に係る消費税率を改定いたします。

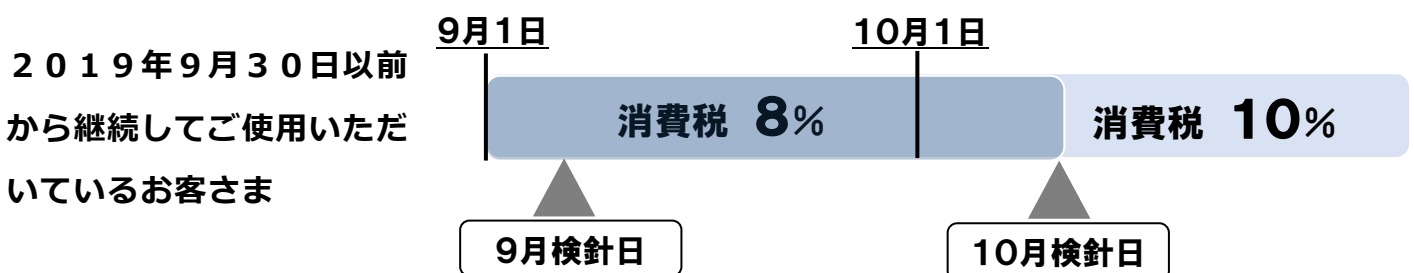
「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、当社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金に適用する消費税率を10%に見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続してご契約のお客さまには、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

毎月末に検針を実施する場合は経過措置を適用せず、9月末日の検針分には8%の税率を、10月末日の検針分には10%の税率を適用いたします。

経過措置とは



キャンペーンに関するお問い合わせは
最も身近な
ホーム・エネルギーパートナー **伊奈都市ガス**

伊奈町西小針6-64

tel. 048-728-4161 fax. 048-728-2312